

遺伝子組み換え表示制度について

特定非営利活動法人日本消費者連盟

1. 消費者は遺伝子組み換え原料の使用の有無を知りたい

自分が食べているものを知りたいという消費者の声は、遺伝子組み換え食品が登場した1996年から現在まで根強いものがあります。

2007年に遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンなどが行った「遺伝子組み換え食品表示の法改正を求める署名」署名は約16万8000筆、2015年に日本消費者連盟と遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンが行った「すべての遺伝子組み換え食品に表示を求める署名」署名は約19万8000筆に達しました。

●2007年署名の要求事項

- ・全食品を遺伝子組み換え表示対象とすること（油やしょう油なども）
- ・意図せざる混入の許容率を引き下げる
- ・動物用の飼料も表示すること（ペットのえさも含む）

●2015年署名の要請事項

- ・すべての遺伝子組み換え食品・飼料への表示の義務化を求める
- ・意図しない混入率はEU並みの0.9%未満へと厳格化してください

2. 現行の遺伝子組み換え表示制度の問題点

何よりも表示義務の対象品目が限られているのは問題です。表示義務の対象となっている33食品群を覚えることはほとんど不可能ですし、仮に覚えたとしても、普段の買い物はその33食品群だけで済ませられるわけではありません。遺伝子組み換え食品を食べたくないと考える消費者にとって、ほとんど参考にならない制度です。義務表示の対象品目を増やしていくという形での制度改正は、覚えなければならない品目が増えるだけで、何の解決にもならないことを追加しておきます。

意図せざる混入率5%は高すぎます。海外に目を転じると、EU0.9%、オーストラリア・ニュージーランド1%、韓国3%となっており、日本の高さが目立っています。さらに、意図せざる混入の場合、5%以下なら「遺伝子組み換えて

ない」と表示できるのも問題です。「遺伝子組み換えでない」という表示をみれば、このルールを知らない消費者は「この食品には遺伝子組み換え原料は入っていない」と判断するでしょう。ところが、実際は入っている可能性があるわけです。消費者を誤解させる表示と言えます。

「遺伝子組換え不分別」という表示を正しく理解している消費者はきわめて少ないと考えます。表示というのは、見て理解できなければ意味がありません。「不分別」表示では、遺伝子組み換え原料を使っているか使っていないか分かりません。消費者を惑わすあいまいな表示です。

3. 消費者が望む遺伝子組み換え表示制度

消費者は自分の目で見て、知って、そして選ぶことができる表示を望んでいます。誤解しない、誤解させられない表示の制度として、以下を求めます。

- ・すべての食品を義務表示の対象とする
- ・意図せざる混入率はEU並みの0.9%に引き下げる

4. 表示は消費者の権利を保障するもの

食べものは私たちのからだをつくる大切なものです。“いのちの糧”である食べものの由来を知りたいと考えるのは当然ではないでしょうか。それを表示しない、知らせないというのはおかしい。

すべての食品を義務表示の対象とし、意図せざる混入率を0.9%に引き下げてください。EUでできているなら、日本でも可能なはずです。

消費者には「知る権利」「選ぶ権利」があります。消費者の権利を保障する遺伝子組み換え表示制度に改正することを強く求めます。

以上